

# 医療・福祉問題研究会会報

NO. 115  
2013.11.15

## 医療・福祉問題研究会 第 113 回例会

日時： 2013 年 12 月 21 日（土）午後 3 時～ 5 時

会場： 社会福祉会館 4 階中ホール（金沢市本多町 3-1-10）

テーマ： 「社会保障・税一体改革と社会保障の解体」

報告者： 横山壽一さん（金沢大学地域創造学類）

社会保障・税一体改革の関連法として成立した社会保障制度改革推進法とその法律によって設置された社会保障制度改革国民会議の報告書は、社会保障の理念・原則を捻じ曲げ、社会保障とは似て非なるものへと転換させる内容を盛り込み、その考え方方に沿って社会保障の各制度の見直しを示し、さらにはプログラム法なるものを制定して、見直しの時期まで法律によって定めようとしている。国民会議と言いながら、国民の意見は何ひとつ聞こうとせず、専門家による検討だとして犠牲を国民に押し付け、社会保障・税一体改革と言いながら、増税も社会保障の削減も進める現下の動きは、まさしく社会保障を解体に導く動きに他ならない。

報告では、これらの議論が持ち出してきた「自助・共助・公助」論、「社会保険＝自助の共同化」論、消費税財源論、「全世代型社会保障」論、国会議流「応能負担」論などの根本的な誤りを明らかにし、いま、我々が議論すべき内容と制度改革の課題について考えたい。

多くの方のご参加をお待ちしています。

※ 当日、例会に先立ち 13 時から社会福祉会館 4 階中ホールにて運営委員会を開催します。ご都合のつく方はあわせてご参加ください。

## 総会記念講演会まとめ

# あらためて貧困と生活保障のあり方を問う ～憲法と人権保障の危機に対抗するために～

神戸大学大学院人間発達環境学研究科 井口克郎

2013年7月6日、石川県社会福祉会館にて、医療・福祉問題研究会2013年総会記念講演会を開催しました。夏の参院選を控える中、自民党安倍政権による憲法「改正」や生活保護制度をはじめとする社会保障の解体の動きが活発化しています。このような危機的局面に際し、2013年総会記念講演会では憲法と生活保護制度をテーマに、金沢大学名誉教授の井上英夫先生、伍賀一道先生をお招きし、ご講演いただきました。暑い中多くの方の参加があり会場は大いに賑いました。

まず、井上先生から「憲法と生活保護」と題してご講演いただきました。昨年、社会保障制度改革推進法（以下、推進法）が成立しましたが、これは社会保障のあり方を根底から覆す法律であり、憲法25条が生存権、社会保障の権利を謳っているのをかかわらず、すでにこの下位の法律がそれを奪っている事態であるという認識を持つべきだと指摘しました。この推進法や、生活保護法の改悪動向、自民党憲法改正草案を挙げながら、これまで人類が「闘争」の結果勝ち取ってきた人権としての社会保障が、「保障」から明治時代の恤救規則のような「人民相互の情誼」「支援」へと後退させられようとしている現在の情勢について分析しました。

その上で、この危機を乗り越えるために、働けない人や生活保護受給者に対する劣等遇意識の克服の必要性、そして生活保護法改悪反対だけではなく、生活保護法を現代の生活に見合った、すべての人に自己決定を保障するより豊かな独立生活保障法へ発展させていく必要性について訴えました。

次に、伍賀先生から「雇用問題から見た生活保護」についてご講演いただきました。まず、近年生活保護受給者が増加している最大の要因は雇用条件の悪化であることをお話しさされました。その上で、厚労省の一連の生活保護からの受給者の締め出し政策について、まともな雇用機会を用意せずに就労を促すだけでは労働市場の劣化を進め不安定雇用を増やすだけであると分析し、働く環境全体の改善の必要性を提起しました。

しかし、現実の安倍政権の打ち出す無限定正社員や限定正社員の議論、派遣労働の拡大方針は、劣悪な労働条件の働き方を増やすだけであり、まともな労働市場を整備していくのとは全く逆の政策であると厳しく批判しました。生活保護を受けている人たちに、労働の質を吟味することなく、ブラック企業でもよいから働くことを最優先する発想です。

求められる対策として、雇用の悪化が生活保護受給の増加に直結しないために、失業及び半失業状態の人々への生活保障の改革（雇用保険生後改革及び求職者保障制度の新設）を提起しました。

続いて、フロアから生活保護当事者の方2名から、ご自身が生活保護受給に至った

経緯や、現在受給者の人々で運営している食堂の取り組みなどのお話をいただきました。そのお話を受け、討論では日本は労働権保障の議論が遅れていること、生活保護の問題を解決するには、そこに至る前の医療、年金、教育、労働等の他施策の充実が追及されなければならないことなどが議論されました。

憲法や生活保護制度のあり方と、働き方・雇用環境の問題はセットで考えなければなりません。これらは多くの論点があるにもかかわらず、十分な議論がなされないまま、社会保障の変質、労働市場の劣化、そして憲法の破壊が行われようとしています。これらの動向を深刻にとらえ、全国で様々な対抗の動きを起こしていく必要があります。



## 第 112 回例会報告

### 「地域住民の介護問題の把握と介護保障の課題」

金沢大学人間社会学域地域創造学類 4 年 大橋葵

2013 年 8 月 29 日、社会福祉会館 4 階中ホールにて、医療・福祉問題研究会第 112 回例会が行われました。自助・共助・公助の認識が曖昧になり、自助・共助がますます求められるようになった今日、介護分野では、介護保険制度の給付の限定化や介護を自助や互助、共助の領域に押し戻す動きが加速化しています。そのような流れの中で、国は地域包括ケアを構想しています。今回の報告では、地域包括ケアを発端として、地域におけるケア（医療・福祉）システムのあり方を考えるにあたり、潜在化しやすい地域住民の介護ニーズの把握、そして介護保障について井口克郎さんに報告して頂きました。平日の夜ということで参加者は少なかったですが、そのぶん白熱した議論を行うことができ、クーラーのきかない部屋は非常に蒸し暑くなっていたように思います。

報告では、まず三重県内の主要な自治体における「公助」「共助」「自助」に関する認識の違いについてお話を聞いて頂きました。「過疎」を問題とする自治体が「補完の原則」を自ら主張し「自助」を求めていること、そしてそこには各自治体が抱える財政上の課題や高齢化、過疎化といった自治体じたいが疲弊していることに関連があると指摘されました。その後 2011 年に三重県内 5 市（津市、四日市市、志摩市、名張市、熊野市）の住民約 1 万 8 千人を対象に行われた「地域づくりのための生活実態調査」をもとに「地域住民の介護問題の把握と介護保障」についてお話を聞いて頂きました。現在、国が構想している「地域包括ケアシステム」は、医療・福祉サービスを身近で受けられる体制づくりという積極的な一面がある一方で、介護における公的役割や責任を軽減し、自助・互助・共助をいっそう求めていく側面があること、そもそも地域包括ケアシステムが念頭に置いているのは、医療・福祉資源がすでにある大都市であって、医療・福祉資源の乏しい医療過疎地域において「住み続ける権利」をどのように保障していくのかという視点も必要であるとお話を聞いて頂きました。そして地域の人々の間で、医療・福祉課題を共有し、医療・福祉政策作りへの住民参加を実現していく必要があり、そのためには特に過疎地域において、住民政策参加型（ボトムアップ）の政策・制度構想のモデルを広げていくことが重要であるということで報告をまとめられました。

## 「スウェーデンに学ぶ」

棟居徳子（金沢大学）

2013年10月5日（土）に金沢市近江町交流プラザにて、スウェーデンからシャスティン・ノルドレフ氏（エルプロ大学法学部教授）とファーハド・マレキアン氏（国際刑事法研究所特別研客員教授）、そして古橋エツ子氏（花園大学名誉教授）の3名を講師にお招きして、「スウェーデンに学ぶ子どもの人権と社会福祉・家族政策～児童・青少年福祉法制の改革動向とその課題～」をテーマに特別例会を開催した。

ノルドレフ氏からは、「スウェーデンにおける児童・青少年福祉改革」という演題で、主にスウェーデンにおける児童虐待の防止・発見・解決のためのシステムについてご講演頂いた。スウェーデンには、児童虐待防止のために犯罪歴の登録システムがあり、暴行罪・性犯罪・薬物犯罪の犯罪歴がある者は、学校やその他の児童に関わる施設等に求職する際に、自分の犯罪歴を提出する義務が課せられており、雇用主には求職者の犯罪歴について調査権限が与えられている。また、2007年に犯罪に巻き込まれて死亡した児童の捜査に関する法律が制定され、虐待の疑いのある家族が他の自治体に引っ越しした際に、その情報が引っ越し先の自治体に連絡されるようになった。虐待通報については、刑事事件として起訴できるか否かの事前判断なしに、発見したらすぐに通報する義務へと変更され、特に教師や医師等の児童に関わる仕事をしている者がその義務を怠った場合は刑事罰を科せられることになっている。スウェーデンでは、虐待を受けた児童が「犯罪被害者」として認識されている点が印象的であった。また、犯罪捜査を向上させ、子どもの心理的・社会的ケアを向上させるために、2006年から「Child House（子どもの家）」が各地に設置され、ここに警察・社会サービス局・医療関係者が集まり、1か所で子どもへの司法面接ができるようになっている。ただ、スウェーデンでも多機関連携は難しい場合が多く、起訴件数も増加していない等、課題は残っている。

続いてマレキアン氏から、ノルドレフ氏の講演を受けてコメントを頂いた。スウェーデンは「福祉国家」の代表とも言われるが、そこに問題が無いわけではなく、肥大した官僚主義をはらんでおり、それがある意味において国家による個人の権利の侵害につながりうる場合があることについて、スウェーデンにおける子どものプライバシー権や子どもに対する性虐待の実態、そして警察のロマ民族に対する扱いを例にお話頂いた。

最後に古橋氏から、「スウェーデンにおける家族のための政策－子育て支援を中心の一」をテーマに、日本とスウェーデンにおける「子ども観」や家族内での子どもの地位の相違、スウェーデンにおける家族政策及び男女平等実現に向けた取り組みの展開について、貴重な写真やポスター等のスライドを用いてお話し頂いた。

3名のご講演の後、会場からも質問や意見が多数出て、活気あふれる例会となった。

# 医療・福祉問題研究会 2013年大忘年会のご案内

今年もいよいよ医療・福祉問題研究会大忘年会の時期が近付いてまいりました。

毎年この忘年会を楽しみにしている方も多いかと思いますが、一年の労をねぎらいながら、楽しく賑やかに盛り上げていきたいと思います。

忘年会からの参加という方も大歓迎！今回は、会場もいつもとは違いますので、お間違いないのないように。



日時：12月21日（土）18時～20時

会場：うまいや千の升（さかずき）柿木畠

TEL 050-5796-2484

（うつのみや柿木畠本店を背に右手の小路蛇の目寿司斜め向かい）

会費：4000円程度

（海鮮鍋、チゲ鍋主体、2時間飲み放題です）

参加ご希望の方は、12月14日（土）までに下記にご連絡をお願いします。

Email : [fujiharu@mvg.biglobe.ne.jp](mailto:fujiharu@mvg.biglobe.ne.jp) （道見 藤治）